

情報通信審議会 電気通信事業政策部会
電気通信番号政策委員会（第3回） 議事録

1. 日時 平成23年8月3日（水）11時00分～12時35分

2. 場所 総務省10階 共用会議室2

3. 出席者

委員 酒井主査、相田主査代理、一井委員、河村委員

総務省 原口電気通信事業部長、野崎電気通信技術システム課長、
中沢番号企画室長、東川番号企画室課長補佐

4. 議題

「携帯電話の電話番号数の拡大に向けた電気通信番号に係る制度等の在り方」に
関する論点整理について

5. 模様

【酒井主査】 それでは、電気通信番号政策委員会の第3回会合を開催させていただきます。

最初に、先日、総務省で人事異動があったということですので、事務局からご紹介をお願いいたします。

【東川番号企画室課長補佐】 総務省の定期異動により、7月15日付で着任した者を紹介いたします。中沢番号企画室長です。

【中沢番号企画室長】 番号企画室長を拝命いたしました中沢でございます。どうぞよろしくをお願いいたします。

【酒井主査】 それでは続いて、事務局から資料の確認をお願いいたします。

【東川補佐】 資料の確認をさせていただきます。

お手元に、まず、座席表がございます。次に本日の第3回目の議事次第の紙がございます。

次に、資料3-1『携帯電話の番号数の拡大に向けた電気通信番号に係る制度等の在り

方』に関する論点資料」でございます。

続きまして、資料3-2として「携帯電話とPHSの利用状況等について」がございます。

その次に資料3-3として、今後の検討スケジュール（案）を配布させていただいております。

その下に、席上配付資料としまして、本日ご欠席の池田委員からコメントを書面でいただいておりますので、配布させていただきました。後ほど、議論の際に事務局から紹介させていただきたいと思っております。

その下に、ヒアリング項目に対する回答結果一覧。次に、前回第2回の電気通信番号政策委員会の議事概要を配布しております。

ご確認いただきまして、不足などがございましたら事務局からお配りさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

【酒井主査】 どうもありがとうございました。

それでは、議事に入りたいと思います。前回の関係事業者に関するヒアリングを踏まえまして、本件の諮問事項に関する論点整理資料というのが資料3-1で出ております。これにつきまして、事務局から説明をお願いいたします。

【東川補佐】 それでは、資料3-1をご覧くださいと思います。事務局で今回の「『携帯電話の電話番号数の拡大に向けた電気通信番号に係る制度等の在り方』に関する論点資料」を作成しております。

次のページをおめくりください。これまでの審議の経過といたしまして、こちらにまとめています。前回、第2回番号政策委員会で関係事業者の方々からヒアリングを実施いたしました。今回の論点整理の資料につきましては、このようなヒアリングの結果を踏まえてまとめております。

次のページをご覧ください。諮問事項1としまして、「携帯電話の電話番号数の拡大に向けた電気通信番号に係る制度の在り方」というのを、次ページ以降でまとめております。

3ページ目をご覧ください。「諮問事項1に関する検討事項」としまして、「1. 携帯電話の電話番号の将来需要について」「2. 携帯電話の電話番号の指定方法の変更について」「3. 090-0番号の携帯電話番号への開放について」「4. 070番号の携帯電話番号への開放について」「5. M2Mサービスへの専用番号について」「6. 携帯電話とPHS間の番号ポータビリティの導入について」という項目を、検討項目として挙げております。

次のページをご覧ください。1つ目の「携帯電話の電話番号の将来需要に関する各社意見」をこちらでまとめています。将来的な携帯電話の電話番号に対する需要に関しては、各社とも需要の増加が見込まれるとの意見でございました。また、その理由としまして、データ通信用端末の拡大や音声用端末とデータ通信用端末の1人2台持ちですとか、M2Mサービスの伸び等を理由に挙げる意見が多くありました。さらに大幅に需要が増加するという意見では、今後10年間で、M2M市場を中心に10億契約に達するレベルで新規に電話番号が必要になるという予測もありました。

次のページをご覧ください。続いて、M2Mの将来需要に関する各社の意見でございます。M2Mの需要については、大幅な増加が見込まれるという意見がある一方で、現時点で予測するのは難しいという意見もありました。また、M2M需要が直近で大幅に伸びる気配はないが、潜在需要が相当数あるものと思われるので、将来の需要に向けた議論を深めるのは賛成という意見もございました。M2Mサービスの識別子については、電話番号を使用すべきとの意見がある一方で、電話番号を使う必要性は薄いといった意見が見られました。

続いて、次の6ページ目をご覧ください。こちらでは将来需要に関する論点としてまとめております。携帯電話の番号需要は今後も増加が見込まれておりますが、現行ペースで増加が続いた場合、右下の図にありますように、平成26年2月ごろには番号不足が予測されています。このため、増加のペースが速まる場合は番号不足のタイミングが早まることも想定されるところ、電話番号数の拡大策を実施する時期と、確保すべき番号容量についてどのように考えるか、という点を論点としています。

また、現時点ではM2Mサービスの需要を予測するのは困難という意見がある一方で、中長期的にはM2Mサービスの大幅な需要増加が見込まれるという意見もあるところ、現時点において将来のM2Mサービスの需要増加についてどのように考えるかという論点を掲げさせていただいております。

次のページをご覧ください。2番目のテーマとして、携帯電話の電話番号の指定方法の変更に関する各社意見をまとめています。携帯電話の電話番号の指定方法の変更によって解約保留分が削減され、将来の電話番号を節約できるといった意見と、引き続き増加傾向にある携帯電話市場に鑑みて、電話番号の指定数を減らすこととなる指定方法の変更は慎重に検討すべきであるという意見の相違が見られました。

次のページをご覧ください。8ページ目になりますが、ここでは、携帯電話の電話番号

数の指定方法に関する論点として、現在の解約率3%から、各社実績値の1%前後に解約率を見直した場合、少なくとも約1,000万番号が指定可能となり、携帯電話の番号不足が予想される平成26年から1.5年程度の延長効果が見込まれるという意見が、ドコモから出てきておりました。

一方で、現在の携帯電話の番号需要の増加に鑑みると、指定方法の変更は適切な方法ではなく、スマートフォン等の人気端末の投入時の急激な需要の際の保有番号の不足、申請に伴う改修コストの発生頻度が増加する可能性といった課題を指摘する意見もございました。

これらの意見を踏まえて、携帯電話の電話番号の指定方法の変更を行うべきかどうかについて、論点としております。

次のページをご覧ください。3つ目のテーマとしまして、090-0番号の携帯電話番号への開放に関する各社意見をまとめております。090-0番号の開放に関しては、賛成する意見が多いことがわかりました。併せて、090-0の開放だけで十分な番号容量の確保の対策とはならないということで、090-0と070の順番で開放すべきという意見もありました。

また、改修等について特に大きな負担はないということで、自網自己負担の原則を適用すべきという意見がある一方で、設備交換や設定変更等が必要になるという意見もございました。

利用者保護の観点から、0800番の着信課金サービスとの識別において、利用者が誤認しないようにすべきという意見も見られました。

次のページをご覧ください。10ページ目でございます。090-0番号の携帯電話番号への開放に関する論点としまして、新たな0A0番号帯の開放等と比較すると、事業者負担は少ないものと想定される。一方で、090-0番号の開放は、番号数として1,000万番号の利用が可能になるものの、携帯電話の電話番号数の拡大策としては、携帯電話の需要の増加に鑑みると抜本的な解決策とならないという意見もある中で、新0A0番号の開放との関係において、090-0番号の開放を行うべきかどうかという点を論点としております。

また、着信課金サービス（0800番）との090-0番号の違いについて、利用者に対する周知方法や周知期間をどのように考えるかという点を論点としております。

次のページをご覧ください。11ページでございますが、4つ目の検討課題としまして、

070番号の携帯電話番号への開放に関する各社意見をまとめています。携帯電話事業者からは、携帯電話の電話番号の将来的な需要増加に鑑みて、課題を解決した上で、新0A0番号帯として070番号の開放に賛成する意見がありました。また、PHSによる070番号の使用率が15%にとどまる070番号帯を開放し、090/080/070を移動体通信サービスとして使用することが番号空間の有効利用となるという意見も見られました。

一方、固定電話事業者等からは、PHSに既に利用されている070番号帯を携帯電話に開放する場合、着信課金サービスや選択中継サービスが070番号を識別できないといった課題を指摘する意見や、070番号帯以外により影響が軽微な方法として、030/040番号帯を選択肢に入れて検討すべきという意見も見られました。

次のページをご覧ください。12ページでございますが、070番号を開放する際の利用者への影響の観点から、070番号におけるPHS間の無料通話や、PHSと携帯電話ユーザー間のショートメッセージサービスの相互利用の可否、選択中継サービスなどに関する影響を指摘する意見がございました。

これらのサービスへの影響について、携帯電話の070番号利用に関しては、利用者への周知徹底のほか、特殊な呼び出し音やガイダンスの提供等といった対応が必要であるという意見もありました。また、呼び出し音を用いる場合は、利用者の混乱を防ぐため、その意味内容を事業者間で統一すべきという意見もありました。

事業者への影響の観点からは、着信課金サービスやナビダイヤル提供事業者がサービス仕様を変更しなければなくなる可能性があるといった意見などもありまして、携帯電話において070番号を使用する際の具体的な改修について指摘する意見が見られました。

次のページをご覧ください。続きまして、13ページでございますが、070番号を開放する際の論点としまして、事業者間の個別の課題として、現在、選択中継サービスは090、080の携帯電話番号への発信にのみ対応しているということで、070番号への発信に対応していないため、選択中継サービスからの発信について改修等で対応する必要が生じるということでございます。

また、PBXや自動的に00XY発信する機能を備えるACR機能付き電話の改修は、利用者への周知と対応が必要となるため、このような改修等の対応とそのために必要な期間等を踏まえて、携帯電話の電話番号数の拡大策としての070番号の開放についてどのように考えるかという点を論点としております。

また、選択中継サービスの利用者に対する周知方法や周知期間について、どのように考えるかという点も論点としております。

なお、この点に関しまして、下の黒枠の中に書いておりますが、固定電話事業者からも意見がございました。030や040の開放について、選択中継サービスは現在対応していないということですので、この場合も改修等が発生することや、利用者への周知が必要になると考えております。

次のページをご覧ください。続きまして、個別の課題2としまして、着信課金サービス、プリペイドサービスは、携帯電話が070番号を利用する場合はサービス提供事業者側による改修が必要となるとの意見がありました。また、ナビダイヤルについては、PHSからの発信には現在対応していないということですので、こういった点で、事業者側で発生する改修や利用者への周知に必要な期間等を踏まえて、携帯電話の電話番号の拡大策としての070番号の開放について、どのように考えるかという点を論点としています。

また、こちらの課題についても、利用者に対する周知の方法や周知期間について、どのように考えるかという点を論点として挙げています。

なお、この課題につきましても、030や040番号の開放の場合もやはり改修等が発生するので、同じように利用者への周知や対応が必要となると考えております。

次のページをご覧ください。15ページでございます。引き続き、070番号の開放に関する論点としまして、利用者保護の観点の課題として、PHS間の無料通話サービスなど「24時間いつでも無料」といったサービスがございますが、これまで070番号で識別してきました。PHSの070番号を使っているのは1社でございますので、070番号で識別することができていたのですけれども、既に一部の携帯電話間の通話では導入されている、発信側で特殊な呼び出し音を鳴らして識別性を確保するといったような措置や、PHS利用者や固定電話利用者に対して、070番号帯はPHS専用番号ではなく携帯電話でも利用する番号であるということを、070番号を開放する際は周知するといった対応が必要となるということで、そういった対応策について、事業者から提案していただいた部分もございました。

その点を踏まえて、事業者から利用者に対して無料通話を知らせる方法や、こうした措置などに関する周知方法や周知期間についてどのように考えるかという点について、論点とさせていただきます。

なお、携帯電話とPHSとの間で番号ポータビリティを導入していない場合は、PHS

であることは070の次の4桁目のCの部分で、5、6によって識別できるというところ
でございます。

次のページをご覧ください。16ページでございます。070番号の開放に関する論点
のうち、新0A0番号帯に関する検討としまして、030、040も含めた検討を論点と
して挙げております。070番号の開放は、携帯電話とPHSの識別性が下がるという
課題はあるものの、090/080/070番号帯が移動体通信サービスの番号として利
用者に認識されやすいという意見もありました。また、M2Mサービスの需要増加の状況
からは、新サービス用の0A0番号を確保しつつ複数の0A0番号を使用することがシス
テムの継続性を確保できるから望ましいという意見もありました。

一方で、030/040番号帯は、携帯電話とPHSの識別性に影響がないという特徴
がございます。

こうした点を踏まえて、携帯電話の番号数の拡大策として新たな0A0番号帯について
どのように考えるかという点を、論点とさせていただきます。

次のページをご覧ください。17ページでございます。5つ目の検討課題としまして、
M2Mサービスへの専用番号に関する各社意見をまとめています。M2Mサービスへの専
用番号については、桁増し等による専用番号設定に関しては、将来的なM2Mサービスの
需要が数億程度であれば、現在の識別方法との継続性の観点から、引き続き電話番号を用
いることが望ましいという意見がありました。一方で、電話番号以外の識別子も視野に入
れ、国際標準化等の動きに合わせ、他の識別子も検討すべきであるとの意見や、電話番号
の桁増しについては大幅な設備投資が必要になるという意見がありました。これらのとこ
ろで、この点に関して意見が分かれている部分が見られました。

次のページをご覧ください。18ページでございますが、M2Mサービスへの専用番号
に関する論点としまして、M2Mサービスの専用番号は、他の識別子と比較すると事業者
のシステムの継続性を確保できるという点で優れている。また、既存の携帯電話の電話番
号を利用できるという意見がある一方で、M2Mサービスの識別子は国際標準化がされて
おらず、現時点で携帯電話の電話番号を識別子と決めることはまだ早いのではないかと
いう意見がありました。

これらを踏まえ、M2Mサービスへの専用番号についてどのように考えるかを論点とし
ています。

専用番号の付与を行う場合、その対象として、携帯電話の番号数の拡大策として候補と

なっている090-0番号や、また070-0番号についても、桁増し利用部分で候補となっていますが、桁増しは大幅な設備投資が必要であるという意見もありましたので、将来の需要が数億程度見込まれるなら、複数の新0A0番号によって対応すべきという意見もありました。

こうした視点を踏まえて、専用番号についてどのように考えるかを論点としております。

こちらの資料、右下のほうに、想定されるM2Mサービスの需要母体というのを掲げております。これら電子書籍端末ですとかデジタルフォトフレーム、また自動車といったものについて通信モジュールが今後使われるようになっていった場合、需要母体としては30億程度と事務局側の調査でこのような数字も見込まれているという点を、参考図として掲載しております。

次のページをご覧ください。次は検討項目の6つ目でございます、携帯電話とPHS間の番号ポータビリティ導入につきまして、各社の意見をまとめています。この点に関しましては、下にあるように、「導入すべき」「導入には慎重であるべき」ということで意見がやや分かれているのかなというところです。

番号ポータビリティを導入すべき、また導入について積極的な意見として、携帯電話・PHSの事業者を自由に選択できることによって得られる利用者利便の向上ですとか、携帯電話とPHS市場の流動性が高まることで、携帯電話市場も含めた移動体通信市場として、競争促進による通信料金の多様や低廉化が促進されるといった効果を指摘する意見がありました。

一方で、料金体系の違いなどから、携帯電話とPHSを同一サービスとして番号ポータビリティを導入することが適切かどうか、また、選択中継サービスや着信課金サービス等において、携帯電話とPHSを識別する仕組みの導入や、ショートメッセージサービスの相互接続の対象としてPHSが入っていない現状などを踏まえて、両サービスの違いを指摘する意見もございました。

次のページをご覧ください。番号ポータビリティの導入に関しましては、事業者への影響という観点から、現行の番号ポータビリティの方式を採用することによって、特別に大きな改修費用を必要とせず、2年程度の準備期間により対応可能という意見がある一方で、固定電話発の選択中継サービス等の利用を可能とするための改修や、番号ポータビリティの初期導入時と比較するともう少し費用がかかるのではないかとというところ、また、内線課金等への影響ですとかSMSの利用をPHS側でもサポートすべきではないかとい

う意見も見られました

また、番号ポータビリティを実施する場合は、公正競争の観点から、特定事業者が優位に取り扱われることがないよう、利用者の選択の自由を尊重し、利用者を誘引するような条件設定等は慎むべきという意見もありました。

さらに、現行の番号ポータビリティは全携帯電話事業者が実施している点を踏まえ、導入する場合は一斉実施すべきという意見も見られました。

次のページをご覧ください。21ページでございます。番号ポータビリティ導入に関しまして、利用者保護の観点からは、PHSユーザの通話料金の予見性、固定電話発の選択中継サービスの利用、あるいはSMSの利用への影響を指摘する意見がございました。

また、070番号帯における携帯電話とPHSの識別性の確保を図るために、電話番号以外でサービス種別を識別してサービスを制御できるよう改修が必要となるといった意見や、PHS間無料通話の誤認を特殊音等の挿入により防ぐなど、携帯電話とPHSの料金について利用者の不利益が生じないように周知を行うべきという意見がございました。

次のページをご覧ください。これらの意見を踏まえまして、番号ポータビリティ導入に関する論点としまして、携帯電話とPHSが同一のサービスと見なすことができるのかという意見がございました。同一のサービスとして見なすことができるのであれば、番号不足の問題とかかわりなく番号ポータビリティを導入すべきという意見がある一方で、現状では選択中継サービスやナビダイヤル等のPHS向けサービスは提供されていないといったサービスの違いを指摘する意見も見られました。

この点につきまして、下のほうに比較する表を載せております。携帯とPHSでは無線方式や周波数帯は異なっていますが、サービス提供エリアは全国というところと、Eメールは両サービスで利用できます。また、ショートメッセージサービスについて携帯事業者間は相互接続していますが、PHSは1社のため相互接続していないという状況です。基本料金につきましても、携帯電話のほうは980円からとなっておりますが、PHSのほうは1,450円からという状況です。通話料金につきまして、携帯電話のほうは各社プランによる部分が多いのですが、3分45円からですが、PHSのほうは無料通話を適用しない場合は3分40円となっております。無料通話サービスは、ソフトバンクモバイルでは行っておりますが、他社につきましてはそのようなものがはっきりあるとは言えないので「△」としております。PHSのほうにつきましては、プラス料金を払うと携帯電話に対しても無料通話可能となっております。緊急通報は、番号規則上も制度的に両サービスに

ついて義務としております。MVNOへの参入といえますか、携帯電話もPHSもMNOとして扱われておりますので、両サービスともMVNOの参入があります。このような点につきまして表にまとめております。

このような携帯電話とPHSの特徴や、利用者から見た違い、共通点を踏まえて、両サービスの番号ポータビリティについてどのように考えるかを論点としています。

次のページをご覧ください。携帯電話とPHS間の番号ポータビリティ導入に関しまして、携帯電話とPHSの番号上の識別性というのが失われるということで、無料通話について発信側において特殊音等の挿入をするなど、事業者ごとに重ならないような音の種類など調整を行いつつ、識別性を保つことや、事業者から両サービスの通話料金の違いに関する周知・説明が必要という意見がございました。

下の図でございますが、ここではPHSの「24時間いつでも無料」サービスについて、特殊音を挿入することで、PHSと携帯電話に無料通話が適用されない場面で特殊音がないので、認識することが可能かどうか。また、右下の図にありますように、固定電話から携帯電話とPHSに発信する際に、どのような場面で利用者から見て料金識別が働かないのかなど、利用者保護の観点からこれらの対応についてどのように考えるかを論点としております。

次のページをご覧ください。24ページでございます。番号ポータビリティ導入に関する論点としまして、SMSの相互接続に関する論点を挙げております。現在、携帯電話間のSMS相互接続は実現されておりますが、PHSとの間では実現されていない状況です。携帯電話とPHS間で番号ポータビリティが可能となる場合、電話番号によるSMS発信の可否が生じないように、SMS相互接続にPHSが加わるべきかどうかという点を論点としております。

PHS側が対応する場合は、下の図にありますように、現在、携帯電話間のSMSは番号網とSMSサーバを介して行われておりますので、PHS間のライトメールはこうしたサーバを介さずに行われているところ、携帯電話側のSMSのプロトコルに合わせる必要が生じるということです。この点に関しましては、PHSと携帯間でSMSが可能となるなら利用者利便の向上に資するものと考えます。

次のページをご覧ください。こちらは番号ポータビリティの実現にかかる期間についてです。現行のリダイレクション方式を採用し、ポートアウト後のユーザへ音声呼を接続するための機能を提供するといったことに限定するなら、携帯電話事業者では特別に大きな

改修費用は必要なく、2年程度の準備期間があれば対応可能という意見もありました。実現方式や改修期間や周知期間を踏まえて、導入までに要する期間をどのように考えるかという点を論点としております。

また、導入する際は、下の図にありますように、携帯電話間の番号ポータビリティは現在リダイレクション方式、一部転送方式という形で行われておりますが、リダイレクション方式のほうはアクセスチャージが発生しないという点でリーズナブルな方法で行われるということです。PHS側で現行の番号ポータビリティの方式に対応するといったことが望まれるというふうに考えられます。

また、番号ポータビリティの導入につきましては、公正競争の確保の観点から、特定事業者間で認めるべきではなく、全事業者で行うべきだということで、制度上において義務化の措置を行うべきかどうかという点を論点としております。

次のページをご覧ください。26ページでございます。番号ポータビリティの導入に関する論点としまして、利用者から見た携帯電話とPHS間の番号ポータビリティについて、ここで論点としております。下の図をご覧ください。昨年度、総務省における「電話番号に関する勉強会」において実施したアンケート結果では、左側の図になりますが、PHSから携帯電話への同番号移転を希望する利用者は約4割となっております。また、携帯電話からPHSへの移転を希望する利用者は2割弱という結果となっております。

右の図でございますが、電話番号による携帯電話とPHSの識別については、識別が必要という回答は37%となっており、また、識別は不要という回答は40%という形で分かっております。これらの点から、携帯電話とPHSの番号ポータビリティ導入についてどのように考えるかを論点としております。

以上が、諮問事項1に関して事務局でまとめた資料になります。

続きまして、諮問事項2「電気通信番号の指定要件の在り方」ということで、28ページをご覧ください。第一種指定電気通信設備との網間信号接続に関する各社意見を、ここにまとめております。積極的に導入すべきという意見が多い状況でございます。現行の技術基準を満たした上での間接接続であれば特に問題はない、あるいは、POI (Point of interface)の構築において維持費用の軽減になり、新規事業者が早期にサービス展開でき、ネットワークの接続にかかるコストの低減化も図られるという意見がありました。

最後のページでございますが、29ページをご覧ください。網間信号接続に関する論点としては、今後、右下の図のように電話番号持ち出しサービスを提供する事業者が間接的

に第一種指定電気設備と接続可能な要件というふうに変更することによって、例えば携帯電話だけにサービス提供する事業者の参入が容易になるといったさらなるサービス形態の多様化や、利用料金の低廉化が期待されています。従来のネットワークによるサービスの安定や品質を損なうことがなければ、要件を緩和することについてどう考えるのかという点を論点として挙げております。

事務局からの論点整理のための資料に関する説明は以上でございます。

【酒井主査】 どうもありがとうございました。

それでは、ただいまの説明を踏まえまして、論点ごとに委員の方々より質問あるいはコメント、ご意見を賜るといって進めていきたいと思っております。一応、予定ですと、論点整理が今回ともう1回ありますので、今日なるべく多くのところをやって、次回に再度見直してもよろしいですし、もし残ったら次回に回してもよろしいかと思っております。

そういう意味で順番にいきたいと思っております。池田委員のコメントにつきましては、関係するのが論点4以降ですので、その論点4の前で事務局からご説明いただこうと思っております。

最初の論点が電話番号の将来需要ということなのですが、これに関しましては各社で微妙に違う見解がございますが、もし皆様のほうから質問あるいは意見がございましたらよろしくお願いたします。どこを見ても増えるということは間違いはないのですが、その増え方を見ていると、M2Mの考え方も含めて微妙に違ってはおりますが、いかがでしょうか、何かこの点について、将来需要につきましてご質問あるいはご意見等ありますでしょうか。

【相田主査代理】 単なるコメントですけど、要は、もう1個の0A0番号まで開放すれば足りるのか、それでも足りないのかというところが、結局、よくわかってないところなので、場合によっては080/090に続くもう1個の0A0では足りないかもしれないということは念頭に置きつつ、検討しないといけないと。

【酒井主査】 そうですね。あと、今のままで行くと大体2014年ぐらいまではもつかもしれないというのは、そんなものかもしれませんが、そこから先はわからないので、どっちにしてもだんだん開放して行って、そこから先どうするのかという話も考えなきゃいけないことだと思います。

この点はよろしいでしょうか、そういうことを考えなきゃいけないということで。わからないわけですから。

【相田主査代理】 もう1つよろしいですか。6ページのところ。今、主査からもござ

いましたように、2014年までもつかもないかということと、あと後ろのほうで出てくる議論で、新しい0A0を開けるとなったら大体2年ぐらいはかかるということだとすると、この委員会の会期、別にこれは常設ですから会期があるわけじゃありませんけれども、現在予定されている情報通信審議会の答申のフェーズでとにかく何らかの決断をしないと、多分間に合わないでしょう。

【酒井主査】　　そうでしょうね。いろいろ計算方法とか090-0とか、そういったところで少しもつのかもしれませんが、どっちにしてもそんなに大きな差はないと思います。

では、2番目の論点としまして電話番号の指定方法の変更、要するに、3%にするのか0.5~1%にするかによって少し違ってきますので。そうすると計算方法によっては多少伸びますし、ただそうすると、1回に割り当てられる数が減るのでいろいろやりにくい点もある、こういったご意見が出ていますけれども、これにつきましてはいかがでしょうか。

【相田主査代理】　　8ページが一番初めのところに、「見直した場合、約1,000万番号が指定可能となり」とあるのですけれども、ここの指定可能の意味というのはどういうことですか。

【東川補佐】　　8ページの右下の図にありますように、NTTドコモの提出資料でこの部分の論点として述べております。

平成26年2月時点で090/080で1億8,000万番号ございますが、この段階で、申請する実需の部分、需要の部分が約1億4,000万番号としますと、その1億4,000万番号に対して、現在、申請する際は解約保留分や在庫分といったものを掛け合わせて、それを上積みして申請していただいております。そういったものが大体30%ございますので、1億4,000万に30%掛け合わせますと約4,200万番号となります。そのうち解約保留分は、現行の3%に6カ月を掛けますと18%ですので、2,600万番号程度になります。NTTドコモの試算では、3%ではなく0.7%として計算しており、この場合は解約保留分2,600万番号ではなく600万番号まで圧縮可能であるということで、2,000万番号が圧縮できるということですが、その下に※印で書いてある部分で、1,000万番号が確保可能というのは、圧縮可能な2,000万番号のうち予備分を除いた半分としております。この予備分というのは、NTTドコモ作成の資料ではありますが、恐らく、今後2014年までの急激な携帯電話需要の増加や、あるいは需要の変化が見られた場合の予備分ということで、2,000万番号のうち半分の1,000万番号が201

4年の2月時点で、少なくとも残っているのではないかということで、その分が指定可能となるというふうに記述させていただいております。

【相田主査代理】 現在既に指定されている番号の中で約1,000万番号が事業者側で使用可能となるという話なのか、ここで事業者からこれだけ返してもらうことで総務省から事業者への追加指定が可能となるということなのか、ここの「指定可能」の意味なのですかね。

【東川補佐】 こちらは、申請する段階で解約保留分を3%から1%前後に見直すということですので、必要な番号数を今は18%、申請の段階で上積みしていますが、それを6%にしますと、差分を毎年の番号の申請数から節約することができます。そうすると各社から申請してくる番号というのは減りますので、その分、総務省の番号数のストックが増えます。そのような意味で、2014年の段階で総務省から指定できる番号数という意味で、「指定可能」としております。

【相田主査代理】 回り回って最後はそうなるはず、そういうことなわけですね。

【酒井主査】 返してもらうというわけじゃなくて、その分、指定しないで済むから次回に、という話。

【東川補佐】 はい。

【相田主査代理】 「指定可能となり」という言葉が、なかなかそこまで深読みできる人は多くないと思うので、もうちょっとここ、書きぶりを修正していただいたほうがいいかもしれないですね。

【酒井主査】 それで、この2014年が1年ぐらい延びるのでしたっけ？

【相田主査代理】 そうですね。

【一井委員】 前回、事業者さんに聞かなきゃいけなかったのかもしれないのですが、7ページの右側の、ソフトバンク、イー・アクセスの慎重論の根拠というのは、要するに、番号が足りなくなっちゃうかもしれないということなのですけども、これは要するに、増分予想を間違ったということですよ。それはもちろん、どうなるかわからないので間違えることもある、だからバッファはある程度あるに越したことはないかもしれないですけど、それは本来の解約保留分の趣旨とは違う話なので、このクレームは、実際としてそういうことがあるのかもしれないけど、ちょっと筋が違うのかなという気がするのですけれども。だからそういう意味で、これをどのぐらい取り上げる必要があるのか、ちょっと疑問に思うのですけれどね。

【酒井主査】 これ、具体的にはどうなのですか。今どのぐらい残っているというところで、そして、あと残りがこれだからということで申請があるわけですね？

【東川補佐】 基本的には、前年度の実績を基に次の年の将来需要というのをいただいておりますので、そういう意味では、向こう13カ月の需要というのが急激な場合に、前年と違った需要の動きをした場合に、それが申請の段階で正確に反映できるかどうかというところは、現行の計算方式だとはっきりと予測できない部分はあるのかなとは思っています。

【酒井主査】 要するに、事業者が自分の意思で予測するというよりは、ルールがあって、そのとおりになるわけですね。

【東川補佐】 申請の段階で、事業者のほうが必要な番号数をただ申請するだけではなくて、前年度の実績をベースとした向こう13カ月の将来需要という形で申請いただくことになっています。

【酒井主査】 例えば前年度実績が1,000万だとすると、それに基づいた予測になっているわけで、事業者が申請段階でミスしているわけじゃない。予測ミスというわけじゃないのですか。

【東川補佐】 そうですね。

【一井委員】 というと、今度、新規に人気が出そうな端末を投入しますということがあったとしても、それをあらかじめ盛り込んだ予測はできないということですか。

【東川補佐】 そういう需要が見込まれるということであれば、そこは、携帯電話の需要がこういうふうにならなくて大きく伸びていくとかそういうことを事前にお話しいただければ、そこは計算方法だけではなくて、そこは事業者からの相談に対してどれぐらい需要があるかというのは総務省のほうでも勘案しております。

【酒井主査】 逆に、過大申請してもペナルティはないのですよね。それがあれば、事業者のほうもうまく予想してくるでしょうけど。

【東川補佐】 そこはルールを守っていただいて申請していただいているという状況で、特にペナルティとかそういうものはございません。

【酒井主査】 そこが微妙ですね。予想を間違える要素は十分あり得る。

【一井委員】 そのとき、例えば新規に投入する、要するにたくさん総務省からもらうということは、あらかじめわかって、世の中に知れちゃうものなのですか。つまり、内緒に事業を始めたいと思ったときに、何カ月か先にそういうことが知れてしまうと嫌だとい

うことが、ひょっとするとあるのかなという気がするのですけれども。

【東川補佐】 総務省から各個別の事業者に指定した番号数というのは特に公にはしておりませんので、そういう戦略的なものが番号によってわかってしまうかというところは、そこまではないのかなとは思っているのですけれども。

【相田主査代理】 ただ、とにかく電話がつながるようにするためには、他事業者に言ってその番号を開けてもらわないといけないわけですよ。

【東川補佐】 はい。

【相田主査代理】 総務省から指定を受けたからといって、他事業者にすぐそれを教えるとは、必ずしも限らないわけですから。何かどこかに書いてありましたね。早ければ2～3カ月ぐらいで開けてもらえるのでしたっけ、他事業者には。

【東川補佐】 交換機にトランスレーター工事が必要になるのですけれども、その期間というのは大体6カ月程度というふうに、事業者からは聞いております。

【相田主査代理】 そうですね。そうすると、半年間は黙っていてということ是可以のですね。

【酒井主査】 戦略的にはたくさんいただけたほうが、楽は楽なのですね、事業者にとって。

【東川補佐】 1回の工事でどれだけ多くのものをセットできるというところはあると思います。

【一井委員】 あるとき過大にもらったとしても、最終的にそれが受容されれば、ある意味いいわけじゃないかと思うのですけれども、今回番号の利用という観点だけでいうと。

【酒井主査】 それはそうですね。

これについては、どっちにしても少し伸びるという話にはなるとは思いますけど、指定方法の見直しのみでは、最終的な番号不足に対する解決は無理だろうというのが現状だろうと思います。

【相田主査代理】 この件に関する扱いはどうなるのですか。この委員会として、こういう運用にしても構わないよというようなスタンスでいいのですか。ぜひこうすべきであるところの委員会が言うべき性格では、あまりないような気もするのですけれども。別に番号規則とかに書いてある部分じゃないですよ。

【東川補佐】 はい。番号規則に指定方法を定めてあるわけではありません。申請する段階で、このような方式で申請を行うようにということで、総務省本省から電気通信番号

の申請の窓口がある総合通信局に対して、基本的にはこの方式で番号を申請審査するように、ということで運用してきております。

【一井委員】 これについて1年か1年半かわかりませんが、時期がずれる可能性があるのであれば、そこについてある程度、ここの部分は見込んだ上で時間軸上にいろんなものを配置しないといけないと思うので、勧告だか何かわかりませんが。

【相田主査代理】 例えば新しい0A0を開けて、それが使える環境になったら、これは場合によっては元へ戻してもいいわけですね。

【一井委員】 まあ、そうですね。

【相田主査代理】 それも無駄だから、どうぞ1%でと言うのかとか、いろいろそれで考え方はあり得ると思うのですけれども。

【酒井主査】 ここに論点が出ている以上は、どっちにしてもこの委員会でそれについて、1%にしようとかしないとかそういう話を議論して、それを前提に後の議論を進めてよろしいわけですね。

【東川補佐】 はい。

【酒井主査】 よろしいでしょうか。また戻ってもよろしいので、次に進みますか。

論点3で、これは090-0を開放するかという話ですが、いかがでしょうか。

【河村委員】 080-0との識別性ということがありますが、これは大変気になるところで、後ろのほうにも070/080/090が続いて携帯の番号になるとわかりやすいという話もありますが、それもそのとおりだと思うのですが、その中でも080に関しては、080-0が今、着信課金なわけですから、その中で080-0は着信課金だけど090-0は違うというのは、ちょっとわかりにくいし、きれいじゃないと思うのです。やっぱり4桁目が0であるというのは、雰囲気として直感的に080-0につながるもので、その辺すごく気になるところで、これは幾つぐらい番号があるのかわかりませんが、これを普通の携帯には使わないでM2Mに使うということとかは考えられないでしょうか。M2Mならいいとか。

【相田主査代理】 私もやや似たような考えで、後ろの議論でもあるように、新しい0A0の開放よりは、090-0の手間のほうが少なそうであるということではあるのですが、逆に、長い目を見て090-0で足りるとは思えないので、いずれにしても新しい0A0を開けなきゃいけないと。まず090、その後070とか言ってらっしゃる事業者さんもいらっしゃるようではございますけれども、ちゃんと十分間に合って新しい0A0が開け

られるのであれば、090は使わないまま新しい0A0を使うほうが、私も、今までの番号計画等々からは整合が取れているかなと。

ただ、やっぱり、先ほどの1%見直しとかいうことをやったとしても、ぎりぎりでも間に合いそうにないというようなときには、090-0を開けることも念頭に置いておくということで、何が何でも、まず090-0を使ってからということではないのではないかなというふうに思うのですけれどもね。せつかく開けるように準備しておいてもらって、最後に使わなかったという事業者さんには怒られるかもしれないですけども、ふたを開けてみたらほとんど使われなかったという番号はほかにもいっぱいありますので。

【酒井主査】 そうですね。3%、1%の見直しで1年ぐらい延びるのなら、090-0を使わなくてもいいのかもしれませんが。090-0だけで全部問題ないなら構わないのですけど。

【一井委員】 時間軸上でいろんなものを並べていかないと。

【酒井主査】 そうですね。

【一井委員】 議論はできない気がします。

【酒井主査】 ですからそのときに、例えばですけど、KDDIは090-0が最初で、次が070と意見で書いてあります。指定の方法、パーセンテージの見直しでいって、次が090-0で、次に070っていうのは一つの順番ですけど、ここで、できたらこれは省略したほうがいいというものの中に、この090-0が入るのですかね。

【一井委員】 そうすると、当然、070-0も使わないと。

【酒井主査】 当然そうでしょうね、それは。それで足りなくなるという話はないです。070-0も同じですよ、当然。090-0をやめて070-0はOKという話は、多分、ないだろうと思いますので。

【相田主査代理】 一般論として言うかという話とはちょっと違いますが、10ページにも「情報料徴収代行サービス向け」というのがあって、世界的に見て、080-0ほどではないけれども、090-0は、日本でいう0990ですか、プレミアム・レート・サービスというイメージがある程度、ある程度ですけれども定着しているので、今どきあまりないと思いますが、また「001-090-0」とかかって海外のそういうプレミアム・レート・サービスに誘導しちゃうとかいう可能性もゼロではありませんので。

【酒井主査】 では、どうしましょう。ちょっと次のほうに進んで、あと必要があったら戻りましょう。

論点4の、070へ行きたいと思いますけど。

その前に池田委員のコメントをちょっとお願いいたします。

【東川補佐】 議論の時間との関係もございますので、簡単にですが、紹介させていただきたいと思います。

池田委員から第3回番号政策委員会について、コメント及び質問という形でいただいております。現在、米国にて研究中ということで、書面による委員会への参加をお認めいただければ幸いですということで、携帯電話とPHS間の番号ポータビリティ制度の導入の位置づけについてということです。

今回、携帯電話とPHS間の番号ポータビリティ制度の導入についてどのように整理されているのかということで、諮問事項1のほうで、番号数の拡大に向けた制度の在り方のうち、6つ目の検討項目として番号ポータビリティ導入を検討しているようにみえます。諮問事項と検討事項との関係からすると、今回の見直しは番号の逼迫対策としての070番号の利用が検討されており、その関連で番号ポータビリティ導入の検討がされているように見られると。ただ、ヒアリングにおいて事業者から指摘があったように、番号ポータビリティは逼迫とは関係なく、PHSと携帯を類似のサービスとして両者間の競争を促進し、もって利用者の利便性を向上させようとする方針の下で検討が進められるべきと考えます。

他方、「070番号の開放（MNP導入なし）」と「070番号の開放（MNPの導入あり）」のうち、番号ポータビリティ導入なしについて比較すると、番号ポータビリティを導入したほうが、一般ユーザにとっての識別が容易になるという点も評価されてよいように思います、ということです。

こちらの資料3-1の28ページというのは、池田委員に事前にお送りした資料にはございましたが、最終的な資料には入れておりません。

検討事項4と検討事項6についての関係ということで、イー・アクセスから、事業者間での協議が長期化した場合には電話番号枯渇の有効な手段となり得なくなる可能性について留意すべきという意見がありました。この点に関連して、ナンバーポータビリティ制度の導入の実施時期は、070番号の開放と同じ時期なのか、あるいはいずれかが先行する可能性があるのか。それぞれの政策の導入の趣旨に関係する問題であり、逼迫対策として検討されている070番号の開放と番号ポータビリティ制度の導入について、政策の相互関係はどのように理解すればよいかということです。

続いて、公正競争の観点から、特定事業者が優位に取り扱われることがないように一斉実施すべきという意見について、公正取引委員会のガイドラインでは携帯電話とPHS間の番号ポータビリティについて、一般的には利用者利便の向上に資するということが、競争の共通の基盤となるということなので、その導入を事業者間で合意すること自体は独禁法の問題とはならないというふうに考えております。

また、番号ポータビリティ導入に当たって、必要最小限の事項について事業者間で協議、取り決めることは、利用者の利益が不当に害されることとなる場合や、その遵守が強制となる場合、または事業者を差別的に取り扱う場合を除いて、独禁法上問題とはならないと考えています。

開始時期について、一斉実施とすることについては、それが必要最小限の範囲のものであるかという点について、必要最小限ではないということであれば、形式的には事業活動を拘束するということが、独占禁止法上違反する可能性がある。もっとも、独占禁止法違反になるには、一定の取引分野において競争を実質的に制限するということが要件を満たす必要があります。

一斉実施とはせずに順次実施していく方式をとれば、事業者間で早く番号ポータビリティを導入しようというインセンティブが働き、2年程度の準備期間より早く、移動したい事業者について利用できるようになるかもしれない。ユーザの利益を制限してしまうことになるので、このユーザの利益を制約しても、それを上回る一斉実施の必要性は何かについて検討する必要があるというふうに考えています。

最後に、その他ということ、指定方法の変更については1.5年程度の延長効果しか認められないということであれば、仮に変更するとしても、事業者が番号需要の急増の見込みを示せば番号数を増やせるような特例措置が必要ではないか。

また、呼び出し音の統一の必要性については、音と意味内容を覚えておけばいいので、統一する必要があるほど利用者の混乱が生じることとはならないのではないかと。

M2Mサービスの専用番号付与については、そういう番号が必要になった場合でも、一般ユーザが日常使う090/080/070を桁増しするのは、社会生活への影響が大きいため、サービスの割り当てが行われていない030/040で対応すべきではないかと。

SMS相互接続については携帯事業者、PHS事業者、同じ基本料金を払っているのに、既存の利用者と番号ポータビリティの利用者との間で利用の可否に差が生じるのは問題ではないか。他方で、番号ポータビリティを使ってPHS事業者が携帯市場からユーザを獲

得したいのなら、進んでSMS相互接続に対応するようにも思える、というコメントがございましたので、紹介させていただきました。

【酒井主査】 どうもありがとうございました。

今の意見も踏まえまして、順番に論点4から行きたいと思います。論点4、論点6は結構絡むのですが、とりあえずは論点4のことで、多少は後のことも触れられても結構ですので、ご質問、ご意見等よろしく願いいたします。

どっちにしても、0A0は開放されないと間に合わないことは確かなので、それとして070を最初に選ぶかということだと思いますけれども。

【相田主査代理】 今、主査の言われたところですけれども、とにかく今の080/090では足らんと。

それから、今回は全然触れていませんけれども、0A0以外の番号で0A1とかいったようなものについても、それはいろいろ考えにくいというご意見があったと了解していますので、結局、どこかで0A0を使わなきゃいけないということで。

資料3-2の6ページのところにあるわけですが、今使っている080/090に加えて、010は国際プレフィックスだからだめですし、050ももうかなり使っているので、ここを共用というのもあり得ないとして、あと020、030、040、060、070と、一応、5つあるのですね。真っさらな030/040を使うのは、ある意味きれいではあるのですが、これ使っちゃっていいのかというのがあって。あと、020、060、070というのを開けるとしたとして、多分、先ほどもお話あったトランスレータ-工事とか、PBXの影響とか、それはあまり差がないような気がするのですね。それも検証してみる必要がありますけれども。

だから、030/040で本当に携帯電話専用の番号帯をつくるのと、020、060、070で同じ0A0をシェアして、ユーザでもCDEコードで見てどっちのサービスなのか区別してくださいというようなことで、どの程度の不都合が生じるのかということ。

とにかく、同じ携帯系のサービスであるという意味では、PHSはかなり近い。それから、060のFMCサービスは、1つには実はほとんど使われてないということ。それから、携帯電話の事業者はFMCサービスを080/090でやっていいということになっていて、携帯電話番号の指定を受けてない事業者が新たにFMCをやりたいというときには060でやってくださいということになっているのですが、そういうことだとすると、そういうものと080/090を本当に区別する必要があるのか。利用者視点から見ても、

それほど区別する必然性があるのかというようなこととかを考えて、070以外は030/040という感じになっていますけど、あと020、060を共用するという可能性も十分考えていいじゃないかなと。

ざっと言って3段階だと思うのですがね。真っさらな030/040を割り当てる。それから、020……。まあ、2段階でいいのかな。020、060、070を共用するといったことと、ここら辺一連でいろいろ考えている利用者への影響、それからPBX、ACRへの影響云々が、0A0のA桁が違うことでどれくらい違うのか、ということから判断すればいいのかなというところかなと思います。

あと、ついでで言っちゃうと、利用者への影響と言っているときに、結果的にはドコモさんとかNTT東西さんがPHS利用者のことを盛んに心配してくれているような意見になっている気もするのですけれども、PHSに加入している人は、PHSはどういうサービスであるのか、だれが無料になるのかならないのか、無料かどうかというのはどう判断したらいいか、というのは知っているはずだし、変わるとしても、いわゆる料金請求書みたいなところにご案内を入れるとかして周知がしやすいところなので、そうではない人たち、一般の加入電話加入者とか携帯電話加入者とか、それからPBX、ACRへの影響、ナビダイヤル云々、こっちのほうがより重視しなきゃいけないのかなというところだと思いますけど。

その一方で、本来、特に事業者間のサービスというのは、ちゃんと0A0-CDEを見て、どの事業者につないだらいいか判断しているはずなので、そういったものがどの0A0であるかということと有意な差が出てくるとはあまり思えないので、結局、どの0A0を開けても、そういう事業者関連の影響というのはそんなに変わらないのではないかなと。

【河村委員】 これって、番号ポータビリティの話と一緒にしないのじゃ意見も言いにくい感じはするのですけれども。

【酒井主査】 一緒に言っていたら結構ですよ。

【河村委員】 私の中では070番号の利用というところに何段階もあるように見えるのですね。番号ポータビリティがないのかあるのかでも違うのと、例えば、070を使うとこういうサービスに支障が出ますねということをいろいろ書いてあるわけですが、支障が出ますねというのも、支障が出るから問題だと書いてあるところと、支障を解消するのに大変だと書いてあるところがあって、その支障を必ず解決するかどうか、利用者から見ると見えないのですね。やろうと思ったら大変だけど、やらないかもしれないという意

味なのか、それを読み込めないのが1つ。

それと、番号ポータビリティがないという前提で考えますと、携帯電話に開放されたところまでの範囲は、サービスを携帯として全部共通なものにしますと言っているのか、この際、070を全部、PHSも含めて、今は使えませんね、問題ですねと言われているサービスが平等になるようにするというつもりで書いているのかも、私はこの資料からはよくわからないのです。どの範囲を解決しますと言っているのか、解決するなら大変だと言っているのかが、よくわからないというのがあります。

先ほど、相田先生がおっしゃっていた、030とか040とかいう話もありましたが、つまり、070を開放するのであれば、PHSも含めて平等で同じサービスであるという前提で、いろいろなものが差別なく利用できるということをしない限り、あまり使う意味はない。というより、混乱するだけだから使わないほうが良いというような気が、私は今の時点ではしています。

そこで、ちょっと教えていただきたいのですが、池田先生の質問で1ページ目の真ん中のあたり、「他方で」というところなのですが、MNPの導入なしと導入ありを比較すると、「MNPを導入したほうが一般ユーザにとっての識別が容易になる」。私は最初、これ間違いじゃないのかなと思って読み直したのですが、よく読むと、「特殊な呼び出し音や事業者コードによる識別は」、4桁目から6桁目で、5とか6ですか、「識別するよりも、ユーザー・フレンドリー」だからと書いてあるのですが、これは逆に言うと、MNPを導入しないで070を開放したら、もう4桁目で識別する以外、方法がないようなことになっている。私はそういうふうに思ってなかったのですね。MNPを導入してもしなくても、070を携帯で使うということはユーザにとっては混乱するのだから、音声とかそういうのを導入するのかなというふうに考えていたものですから、その辺も教えていただきたいのですけど。

【東川補佐】 番号ポータビリティを導入しますと、番号を利用しているユーザはほかの事業者自由に移れるようになりますので、番号が同一のまま他事業者に移った場合は、その利用者がどのキャリアにいるのかというのは、その番号からはわからなくなります。ということで、その場合は特殊な呼び出し音や事業者コードによる識別というのが一般的には必要ではないかなと考えられております。

PHSと携帯が番号ポータビリティをしないということであれば、PHSは070の-5、-6という番号を今使っておりますので、その4桁目の5、6のところで識別でき

るという状態が、番号ポータビリティが行われれば続くというふうに考えられます。

番号ポータビリティを導入して、特殊音等を入れることで、発信したときに相手がPHSに入っているか携帯に入っていないかというのを識別する方法と、5、6という番号のほうで識別する方法のどちらが一般ユーザにとってフレンドリーかという判断はあると思います。

【相田主査代理】 ちょっとややこしいのですけれども、だから、仮想として、仮にして、突然、今からPHS事業を始めるという事業者さんが出てきたとしましょう。旧アステルか何かの設備を買い取って、もう一遍今からPHS事業をやりますと言って、電波のほうの免許は取ったとしたとして、その方々は別にPHSもない、無料とかいうサービスもしません、070の-5なり-6なりで始まる番号をもらいますという事業者が出てきたとき、それで070の別のところを携帯でやっているというときに、その事業者としては、無理に音でPHSかどうかを識別する機能を入れるとこちらが強制できるかということ、多分、それはできずに、利用者が070の次の桁を見て、PHSやってくださいということ以上は、多分、その事業者には要求できないと思われるわけですね。

今のストーリーとしては、ウィルコムさんがいろいろな意味でウエルカムなので、番号ポータビリティを入れなくても、ちゃんと着信音でPHSか何か区別できるようにしてくださいよということをお願いできそうな雰囲気ではありますけれども。

だから、番号規則とかそういう上で、着信音による区別とか何とかというようなことをぜひ入れないとだめですよ、みたいなことを言うとしたら、それは番号ポータビリティと引きかえという言い方は悪いかもしれないですけど、そういうことになる。

ですから、番号ポータビリティがないのだったら、着信音によるPHSと携帯の識別とかいうのを強制することは難しいだろうと。

【一井委員】 僕もよくわからないのですが、PHSと携帯電話が同じサービスだと思うかどうかというだけの違いで、今はPHSって違うサービスだと思っているのだけど、要するに携帯業者が1社増えただけのような取り扱いをするかどうかということではないかと。今は、たまたま携帯業者は主に3業者あって、何となく、競争の結果、サービスとしてそろって、固定との接続等に関してもそろっているのだけれども、PHSは今まで違うサービスだと思っていたので、たまたまそろってないだけ。

【河村委員】 いや。一応、PHSは無料通話とかがあるので。

【一井委員】 それも、だから。

【河村委員】 特殊な音を入れると、ここにも書かれている。

【一井委員】 そうなのですけど、それも、携帯電話とPHSが違うサービスだということになるのかどうか。ソフトバンクは無料やっているわけですからね、1社で。

【酒井主査】 070が1社しかないので、そうなっている。

【一井委員】 そう。たまたま070が1社しかないからというのがあるのです。だから、070を携帯に開けるということは、その区別をやめましょうということですよ。

【酒井主査】 ま、そうですね。だから、070がウィルコム以外にもう1社あったら、070だからといって無料かどうかわからないですからね。

【一井委員】 うん、わからない、そういうことをするかどうか。

【酒井主査】 今度、携帯が入っちゃうと、070にPHSと携帯の2つがあるので、同じ070で無料かどうかわからないから、何か示さなきゃいけないだろう。ただし、相田先生が言っていたのは、もし番号ポータビリティがないとすると、識別できるようにしろと言うことはできない。今、携帯同士だって、無料かどうかなんて、お互い識別できるようにしろと言うことはできませんからね。番号ポータビリティがあるとそれを強制できるかもしれん、そういう意味ですよ。

【一井委員】 池田先生がおっしゃっているところはそこで。

【酒井主査】 池田先生のこれを見ると、僕も最初、逆じゃないかと思ったのですが、この部分は初めて見ると少し誤解しやすいかもしれない。

【河村委員】 だから、番号ポータビリティを導入することは、無料通話等の際に、特殊音やガイダンスを挿入するというで決まっちゃっているのかしらというふうに思えました。

【酒井主査】 それはないです。

【一井委員】 このことは何も決まってないです。

【酒井主査】 何も決まってないですね。

【河村委員】 私も別に、別のサービスとして固定すべきと言っているわけじゃなくて、最初に言ったように、もしも同じものとするのであれば、本当に平等に差別なく、いろいろな、ここに書かれているサービスが同じように提供されることだと。

【一井委員】 でも同じというのも、今たまたま同じようになっているのも、もちろん規制で決まっているというのものもあるけど、そうじゃなくて、競争の結果、事実上そうなっ

できたというものもいっぱいあるわけですね。

【河村委員】 そういう意味ではなくて、ここで今070を開放すると、こういうサービスは今まで070は除外されていましてねというのがありますが、それについて支障がなくなるということが条件なんじゃないか。

【一井委員】 それを、今までも事実としてそうになっていたのを、同じようにしろというのを強制するということは難しいのではないかと。

【酒井主査】 それは逆に、070側に、今までやってないサービスを、今後はやらなきゃいかんと言えるかどうかの話ですね、この場合。

【一井委員】 やっぱり、これ、時間軸上に置いていかなきゃいけないと思うのです。今は確かにできないです。でも、例えば2年後にこうなりますと。

【河村委員】 でも、番号ポータビリティをしたとして、……。

【一井委員】 ごめんなさい、番号ポータビリティと関係なく。

【河村委員】 あ、関係なく。

【一井委員】 関係なく、してもしなくても。そして同じような競争状況にあるのであれば。

【河村委員】 番号ポータビリティしなければ、識別できるわけだからいいのですけれど。

【一井委員】 今でも、090/080の下の番号で事業者を区別してませんよね、だけれども。

【河村委員】 そうではなくて、携帯とPHSの間でこれだけのいろいろなサービスにできないものがありますねと書かれているので、番号ポータビリティがないのであれば、まあ、百歩譲って識別できるわけですけれども、番号ポータビリティした場合、やってみなくちゃわからないというサービスがたくさん出てくるということになりますね。そういうことは非常にユーザにとって不便だと思います。

【一井委員】 そのままだとそうだと思うのですが、それを強制することはできるのかしらということ。

【酒井主査】 携帯からPHSに移った瞬間に、同じ番号だけど今よりそれができなくなるということが出てくるわけですね。

【河村委員】 つまり、番号ポータビリティをしてから、何かサービスを使おうとしてみたら使えなかったというような。

【酒井主査】 PHSのサービスはこうだとPHSの会社が決めているので、だんだん努力してそろえてくれるかどうかは別ですけれども、今こういうサービスをしなさいとは命令できないですよ。そうだったら移らなきゃいいのだから。

【河村委員】 しなさいというのが難しいなら、番号ポータビリティすべきじゃないということを委員会として言うこともできるわけですね。

【酒井主査】 もちろん。

【相田主査代理】 そうですね。

【一井委員】 そうだと思います。

【河村委員】 そういうことです、私が言いたいのは。つまり、番号ポータビリティが始まりましたと宣伝するわけですよ。要するに、今までの宣伝の仕方ってみんなそうですからね。おいしいところ、何か便利ですよ、あなたの番号のまま移れますよとやったのだけれども、細かい、例えばここに書いてあるようなたまにしか使わないようなサービスもあると思いますが、この1つ1つについて、これはできます、これはできませんなんていう説明があっても、買うときには気がつかないわけですよ。

【酒井主査】 それは現行の携帯のナンバーポータビリティでも、ある意味ではそうですね。

【河村委員】 でも、この場合のほうが、問題がとても大きいと思っています。

【一井委員】 もちろんそうなのですけど。

【河村委員】 番号ポータビリティを宣伝につられてやってみたけれども、後になって、やってみなくちゃわからないサービスが幾つもあったというのでは、消費者としては大変マイナスなので、もし強制もできませんねということであれば、番号ポータビリティはすべきじゃないのかという意見を私は言いたいと思います。私は、本当はそうじゃなくて、やってみなくちゃわからないようなサービスがなくなった上で番号ポータビリティというのはあったらいいなと思いますけれども、その条件が整わない、整うかどうかもわからないということであれば、反対ですね。

【酒井主査】 ただ、今でも、例えばソフトバンクから番号ポータビリティでKDDI、ドコモへ移ったときに無料サービスはなくなりますよね。

【一井委員】 ほかに何かいろいろあるのですよね、細かい、実際できたりできなかったり。

【酒井主査】 同じ携帯同士でもそうです。その段階でも、それを承知の上で番号ポー

タビリティはしているだと思っただけですけれども。

【河村委員】 すべて承知の上だとは思っていません。

【酒井主査】 まあ、そうですが。

【河村委員】 そのあたりは今のところ、消費者は、やってみたらできなかつた、私も経験が実際ありますが、そういうことについて、この世界はこういうものだと思っただけで、消費者団体としてはそれでいいとはちっとも思っていないです。その複雑さといふ。サービスの売り込みはするけれども、それに伴うマイナスについてはあまり知らされていない。

【酒井主査】 まあ、いいところは言いますからね、皆さんそうだと思うけど。

【河村委員】 やってみなくちゃわからない世界という、それをよしとしているというのが、私はちょっとよくわかりませんが。今回の場合はかなりはっきりとした使い勝手になるものですか可能性が指摘されていますから、そのあたりをなるべく解決することが全く働きかけられないとおっしゃるのであれば、それはこれ以上混乱させることはなくて、それこそ030とか040にしたほうがよろしいのではないですかと言いたいです。

【一井委員】 ナンバーポータビリティに関係なく、070を携帯にどうかというのは、例えば資料3-1の22ページにまとめられているのですけれども、携帯電話は、無線方式とか周波数帯は違うのですが、大体みんな同じような、ここに書かれている限りは同じようなことができる。ただし、PHSは違いますよという部分があるのですけれども、料金とかというのは、070同士無料とかそういうのを除くと、実はこのぐらいの差がある、あるいはこのぐらいの差でしかない。あるいは〇×も、今はあつたりなかつたりする。これを、同じようなものだと思いますよと宣言するかどうかという、そっちのほうだと思うのですね。

【酒井主査】 そうですね。

【一井委員】 その結果、強制できるかどうかはちょっと置いておいて、同じようなサービスに収斂していくのかもしれないし、もちろん差が残るのかもしれないですけども、だから、要するに同じようなものだと思いますよといへば、070は携帯に開けるというのはいいのだと思ふし、やっぱりあくまでも違うものだというふうにするのであれば、030か040か、あるいは060かわかりませんが、別のところを振る、要するにその決定だと思ふのです。ナンバーポータビリティにするかどうかは、また次の話だと思

うのですけどね。

【河村委員】 繰り返しになりますけど、私は同じようなものだと思っているのです。だけれども、事実上、今、いろいろ差が、070は対象外になっているものがたくさん現実にあるからですね。仕組みとしては、この表を見ても、同じとして考えてもいいと私は個人的に思っているのですが、別の世界としてサービスが構築されているものがあるから、影響が出ますよねということを上申しているのです。

【一井委員】 ナンバーポータビリティすると、池田先生のコメントはちょっとわからないかもしれないけれど、一般的には、おっしゃるように混乱する可能性がある。でもナンバーポータビリティを入れなければ、もう1桁で区別はつく、070の次で区別はつく。

【河村委員】 それは、違う世界として考えたら、そうです。

【一井委員】 うん。違う世界に置いておけばね。そのぐらいの違いで、でも似たようなものなのだというふうに思うのかどうか、要するにそういう大ざっぱな結論だと思うのですけどね。

【河村委員】 じゃあ、質問してよろしいですか。070をPHSじゃなくて携帯に開放して携帯電話が070を使うときに、問題が指摘されているわけですね、こういう設備の改修が必要なんじゃないかとか。そういうことですよ。だから、同じ携帯サービスなのに、070という番号であるがために、やってみたら使えないサービスがあるのではないかとここに指摘されている。

【相田主査代理】 それは多分なくてというか、070-8なり070-9を携帯に割り当てたら、2年なりの準備期間の間に、その番号についてはちゃんとナビダイヤルなり何なりでも使えるようにする。

【河村委員】 それは必ずなりますか。

【相田主査代理】 それが条件でなきゃその番号は使えない、それは間違いない。

【一井委員】 そういう条件でしょう。その対応の手間というのは、多分、030/040でもそれほど大きな違いはないですよ、きっと。

【相田主査代理】 あえて言うなら、先ほど言いましたように、機械が3桁見ればいいのか4桁見なきゃいけないかなんですけれども、先ほどもありましたように、例えば080-0は別枠扱いしているのですから、4桁見られないわけがないという意味で、070-5と070-8とかをちゃんと区別して、片方では使えるようにするというような機能が

そんなに大変だとは思えないし。

【河村委員】 それは当然、やるわけなのでしょうか。

【相田主査代理】 当然、2年間の準備期間にそれはちゃんとできるようにしてから、実際に携帯電話で070-8なり070-9を使うようにするのでしょう。

【一井委員】 要するに、070で始まる携帯は、今まで使っていた携帯のサービスを受けられないというのは、それは、なしよと。

【酒井主査】 それは、なしでしょう、絶対に。070で携帯用に割り当てられた番号を使う限りは、それが普通の携帯と完全に同じサービスになると思います。もちろん、それはドコモとソフトバンクと、各社少し違うかもしれませんが、割り当てられた会社のとおりになるでしょうね、恐らく。それは間違いないと思う。

【河村委員】 それであれば……。その辺が必ずするという書き方じゃなくて、何か、やるとしたら大変だという感じに書いてあるような気がして。

【酒井主査】 それはないと思いますよ。

【一井委員】 それは入れるのではないですか。

【酒井主査】 PHSと携帯が同じサービスになるかって、これは本質的に違うところがちょっとありますからね。例えばとして、ここに書いていませんけど、新幹線でPHSは多分つながらないでしょう

【河村委員】 070番号の携帯への開放というところに書いてあることは、ポータビリティしないということであって、070で使った携帯に関しては全く同じサービスになるということでしょうか。

【酒井主査】 それは100%同じだと思います。企業間差はありますけどね、もちろん。それは同じだと思います。それが条件でしょうね、恐らく。

【河村委員】 それも、簡単ではないか、2年ぐらいの期間がかかるということですか。

【一井委員】 何か資料はありましたっけ。それはちょっとわからない。

【酒井主査】 ポータビリティなしの場合で。

【相田主査代理】 たしかどこかで2年という資料があったような。どこだったか忘れましたが。

【東川補佐】 20ページにあります。

【相田主査代理】 そうですね、20ページの頭のところ。2年程度の準備期間。

【一井委員】 これは番号ポータビリティありの場合ですよ。

【酒井主査】 ポータビリティがあればですね。ないともうちょっと早いかもしれない。ちょっと調べればわかりますけど、逆に言えば、2年かかったところで番号数は足りませんから、そんなに問題は大きくないですけど。ポータビリティがあった場合のほうが問題はあるのかもしれない。

【一井委員】 大体何でも2年になるのですけどね。

【酒井主査】 この2年って何なのですか。そこまで深い意味じゃないかもしれないですが。ポータビリティの場合のほうが、やっぱり問題が、とにかくそこはありますね。

【相田主査代理】 先ほどの22ページの表ですが、ここで言っている通話料金というのは、携帯電話間とかPHS間ですよ。それよりは、PBXの影響等で考えると、固定電話から携帯電話への値段と固定電話からPHSの値段がどの程度違うのかとか、IP電話から携帯電話とIP電話からPHSの値段がどう違うのかとか、そっちのほうがより重要だと思うので、ちょっと大変かもしれないですけども、資料3-2の4ページには携帯電話の会社間でこれぐらい違いますというのはあるので、ぜひ、だからここにもう1つ、対PHSが幾らぐらいで、これに有意差があるのかどうか、それを知りたい気がするのですけどね。

【酒井主査】 要するに、固定電話と携帯電話は企業によって結構違うので、その範囲だったら、まあ似たようなものだと思いますよ。

【相田主査代理】 そうですね。だから今、一生懸命、PBXでも対携帯と対PHSとを3桁で区別しようとしているのが、そもそも本当に必要あることなのかということ辺りも含めて。最初に携帯電話、PHSのサービスが始まったころには明らかに携帯電話とPHSとは価格帯もだいぶ違ったのですけれども、それがその後、何年たったのでしょうか。

【酒井主査】 これは制度だけで、ある意味では、音質がどうかとか本当に高速でつながるのかという話はあまり書いてないので、その辺はもう大体似たものだと考えちゃうかどうかという話ですね。

【一井委員】 そうですね。同じようなものだと思うといいのかということだと思うのですけどね。

【酒井主査】 どうですかね。ほぼ時間になっているのですけど、1回じゃさすがに済まない話なので、多分、次回もこの辺を、M2Mの専用番号の付与もあると思いますので。やはり論点4と6が一番中心ですよ。だから、それを中心に次回やるということで、それまでにそういったデータも整理していただいて、価格差とか何かですね。

【東川補佐】 はい。整理していきたいと思います。

【酒井主査】 やっていきたいと思いますが、そういうことでよろしいですかね。

多分、一番議論になるところだとは思っていたのですがけれども、そのあたりでやっていききたいと思います。

では、次回会合の日程等について、説明をお願いいたします。

【東川補佐】 次回の第4回委員会につきましては、論点整理の第2回目として準備を進めさせていただきます。日時場所につきましては、事務局から調整させていただきます。

【酒井主査】 まだ決まっていなかったですか？

【東川補佐】 池田委員が9月になって戻られるということでございまして、ぜひ第4回目には出席したいということでございますので、9月以降になると思うのですが、4回目の日程を委員の皆様と調整させてください。

【酒井主査】 9月以降というのは、9月も入れてということですね。

【東川補佐】 はい、そんなに遅くはないと思います。また連絡させていただきます。

【酒井主査】 よろしく願いいたします。ちょっと早めのほうが、連絡早めにいただいたほうが、助かるのは助かりますので。では、そういうことでよろしいでしょうか。

それでは、以上で終了したいと思いますので、どうも今日はありがとうございました。